

平成 27 年 10 月 30 日

国土交通省航空局

高松空港特定運営事業等の実施に係るマーケットサウンディングのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

国土交通省航空局（以下「国」といいます。）は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、また、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成 25 年国土交通省告示第 1080 号）に定める民間の能力を活用した国管理空港の運営等に関する提案の募集に関する基本的な事項に従い、高松空港特定運営事業等の実施に係る具体的な運営形態や経営手法及び運営権者の選定方法等について、幅広く提案を募集するマーケットサウンディングを実施することといたします。

本件につき関心をお示し頂ける場合には、添付の関心表明書をご提出ください。ご提出後、誓約書及び回答フォーム並びに破棄義務の遵守に関する報告書（以下「破棄報告書」といいます。）等をお渡しいたします。誓約書をご提出頂けましたら、回答フォーム記載の事項につき提出期限までにご回答いただくことを条件として、国が現時点で開示可能な高松空港特定運営事業等の実施に関する情報を記載した資料（「空港経営改革について」及び「高松空港インフォメーション・パッケージ（IP）」等）を貸与いたします。貸与資料は、破棄報告書の提出期限までにすべて破棄し（複写物等を作成した場合はその一切を破棄若しくは消去した上で）、あわせて破棄報告書をご提出ください。貸与資料に含まれる情報は、いずれも国又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、国又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるため、その守秘が必要となること、並びに、情報提供者からは、提供された情報を公にしないこと及び情報提供先が示されることを条件に任意に情報提供を受けているものであることを、予めご了解ください。

また、本マーケットサウンディングにおける参加の有無及び意見内容は、運営権者選定プロセスには一切無関係であり、本マーケットサウンディングで提案された内容が法的拘束力をもつことはありません。

なお、国は、本マーケットサウンディングについて、新日本有限責任監査法人に実施支援業務を委託しており、同法人が手続上の窓口となります。

敬具

記

- 添付書類： ・ 関心表明書
・ 高松空港特定運営事業等基本スキーム（案）

- 提出方法： 関心表明書は、下記送付先にPDF形式のファイルにして電子メールで送付すること。

- 提出期限： 関心表明書 平成 27 年 11 月 13 日（金）午後 3 時
関心表明書提出後、速やかに誓約書及び回答フォーム並びに破棄報告書を電子メールでお渡しいたします。
誓約書 平成 27 年 11 月 18 日（水）午後 3 時（原本必着）
回答フォーム 平成 27 年 11 月 27 日（金）午後 3 時
破棄報告書 平成 27 年 12 月 25 日（金）午後 3 時（原本必着）
誓約書及び回答フォーム並びに破棄報告書の提出方法は、関心表明書提出後、指示いたします。

- 送付先： 〒100-6033 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 霞が関ビルディング
新日本有限責任監査法人
インフラストラクチャー・アドバイザーグループ
高松空港マーケットサウンディング事務局
メールアドレス takamatsu-airport@shinnihon.or.jp

- その他： 添付書類及び貸与資料に関する質問については、原則として受け付けません。